

法人税実務事例検討

外貨での仕入代金のヘッジ目的で行った
先物外国為替契約の税務上の取扱いE Y 税理士法人 顧問
税理士 石田 昌朗

本事例における留意点

外貨での仕入代金のキャッシュフローの変動をヘッジする目的で行った先物外国為替契約は、期末においてデリバティブ取引のみなし決済損益額を計上するが、繰延ヘッジ処理の要件を満たしている場合にはみなし決済損益額の繰延ヘッジ処理を行うこととなる。

事 例

当社は、外国から製品を輸入して国内の顧客に販売している 9 月決算法人です。

この輸入製品の仕入代金については、毎月末日締め翌々月末日に米国ドルでの支払が条件とされています。

最近、米国ドルの為替相場の変動が大きいことから、これらの仕入代金の為替リスクを軽減するために先物外国為替契約を締結しました。

9 月分の製品の購入代金はおおむね 100 万米国ドルと見込まれることから、そのうちの半分に相当する 50 万米国ドルの先物外国為替契約（11 月末日受渡しの 50 万米国ドルの買い、55,000,000 円の売り）を 8 月末日に締結しました。この先物外国為替契約は、法人税法上はデリバティブ取引に該当し、決算期末にはみなし決済損益額を計上する必要があるとのことですが、翌期の外貨建支払のキャッシュフローヘッジ目的で行った先物外国為替契約であるので、繰延ヘッジ処理は認められますか。

なお、この先物外国為替契約の期末の時価評価額については、取引銀行から入手しています。

事例の検討

1 先物外国為替契約はデリバティブ取引に該当するか

貴社が取引銀行と締結した先物外国為替

契約は、法人税法施行規則第 27 条の 7 第 1 項第 6 号（デリバティブ取引の範囲等）の先物外国為替取引に該当することから、法人税法第 61 条の 5 第 1 項（デリバティブ取引に係る利益相当額又は損失相当額の益金又は損金算入等）に規定するデリバティブ

ブ取引に該当し、そのデリバティブ取引が期末において未決済であるときは、期末においてそのデリバティブ取引を決済したものとみなして（みなし決済）その利益の額又は損失の額（みなし決済損益額）をその事業年度の所得金額に含めることとなります。

(注) 貴社が法人税法第 61 条の 8 第 2 項（先物外国為替契約等により円換算額を確定させた外貨建取引の換算）の規定の適用を受けないものとしています。

2 みなし決済損益額の計算

先物外国為替取引に係るみなし決済損益額は、法人税法施行規則第 27 条の 7 第 3 項第 4 号で、合理的な方法により算出した金額と規定されています。

また、法人税基本通達 2-3-39（みなし決済損益額）(3)ロでは、取引所に上場されているデリバティブ取引及び取引システムの気配値があるデリバティブ取引以外のデリバティブ取引に係るみなし決済損益額については、銀行等から入手した金額（銀行等があらかじめ定めている合理的な方法により算出した金額に限ります。）をみなし決済損益額とすることができる旨定めています。

したがって、貴社の場合、取引銀行から入手した先物外国為替契約の期末における時価評価額をみなし決済損益額として所得金額に加算又は減算することとなります。

3 繰延ヘッジ処理の概要

デリバティブ取引等であっても、①資産若しくは負債の価額の変動によって生ずるおそれのある損失の額、又は②資産の取得

若しくは譲渡、負債の発生若しくは消滅、金利の受取若しくは支払その他これらに準ずるものにより受け取ることとなり若しくは支払うこととなる金銭の額の変動によって生ずるおそれのある損失の額（①及び②を併せて「ヘッジ対象資産等損失額」といいます。）を減少させるために行った場合で、そのデリバティブ取引等がヘッジ対象資産等損失額を減少させるために有効であると認められるときは、デリバティブ取引等の決済損益額並びにみなし決済損益額に相当する金額は、当該資産若しくは負債の譲渡若しくは消滅又は当該金銭の受取若しくは支払の日の属する事業年度まではその計上を繰り延べることとされています（法 61 の 6、法 121 の 5）。

これは、デリバティブ取引等をヘッジ目的で行った場合、ヘッジ対象の損益の計上時期とヘッジ手段の損益の計上時期を合わせることとしたものです。

なお、当然のことながら、ヘッジ対象となっている資産の譲渡若しくは負債の消滅又は金銭の受取若しくは支払があった場合には、それらの事業年度以後の事業年度においては、既にヘッジ対象の損益が計上されていることから、ヘッジ手段であるデリバティブ取引等のみなし決済損益額は繰り延べることはできません。

4 先物外国為替契約の繰延ヘッジ処理が認められるか

(1) デリバティブ取引等がヘッジ目的で行われているか

貴社はデリバティブ取引等を行った 8 月末日においては、9 月分の製品の仕入が行われておらず、その製品の仕入代金

である 100 万米ドルの未払金も発生していませんが、①その取引の準備が相当程度進捗しており、事業遂行上必要なものとされていること、②貴社にその予定される取引の履行を行うことのできる財政的能力、法律的能力その他当該取引を行うために通常必要とする能力が備わっていること、及び③当該取引が記載されている事業計画又はこれに準ずるものが存在することのすべてが満たされていれば、法人税基本通達 2-3-54（履行確定取引及び履行予定取引の意義）に定める履行予定取引に該当することから、貴社の製品の仕入予定は履行予定取引に該当し、米ドルでの支払であることから、為替相場の変動に伴い損失の生じるおそれのある取引となります。

また、法人税法第 61 条の 9 第 1 項第 1 号ロ（外貨建資産等の期末換算差益又は期末換算差損の益金又は損金算入等）の期末時換算法の適用はありませんので、ヘッジ対象資産等損失額に該当します。

したがって、貴社が取引銀行と締結した先物外国為替契約は、製品の仕入代金の米ドルでの支払の為替リスクをヘッジする目的で行われたものであり、ヘッジ目的で行われたものと認められます。

(2) 帳簿書類への記載要件

貴社による製品の仕入代金の米ドルでの支払が予定取引に該当し、為替相場の変動に伴い損失の生じるおそれのある取引であることから、11 月末日の製品の仕入代金 100 万米ドルの支払のうち 50 万米ドルがヘッジ対象となり、いわゆるキャッシュフローヘッジに該当す

ることになります。

そして、先物外国為替契約がヘッジ手段となることから、ヘッジ手段である先物外国為替契約を行った日に、ヘッジ対象となる金銭並びにヘッジ手段となるデリバティブ取引等の種類、名称、金額、ヘッジ期間その他参考となるべき事項（ヘッジ対象等の明細）を、そのデリバティブ取引等に係る契約の締結に関する帳簿書類に記載する必要があります（法規 27 の 8 ①②）。

(注) 貴社の先物外国為替契約は将来の金銭の支払に対するヘッジ目的で行われており、資産及び負債をヘッジ対象とするものではないので、ヘッジ対象の帳簿書類に記載することまでは要求されていませんが、ヘッジ対象が資産又は負債の価額変動である場合には、それらのヘッジ対象である資産及び負債の帳簿書類にヘッジ取引を行った日にヘッジ対象である旨を記載する必要があります。

- (3) ヘッジが有効であると認められる場合
貴社が、ヘッジ手段である先物外国為替契約を締結した時から期末時（9 月末日）までのヘッジ対象である「11 月末日における 100 万米ドルの円貨の支払額の変動額」とヘッジ手段である「先物外国為替契約の時価等に係る変動額」の割合が 80 % から 125 % の間にあれば、そのヘッジ手段は有効である（法令 121 の 2）ことから、その先物外国為替契約のみなし決済損益額を繰り延べることとなります（法 61 の 6 ①）。

貴社の場合、ヘッジ対象は 11 月末日

に支払う 100 万米ドルのうちの 50 万米ドルの円貨の支払額であり、ヘッジ手段が 11 月末日の 50 万米ドルの先物外国為替契約（米ドルの購入・円貨の支払）であることから、決算期末である 9 月末日にはヘッジの有効性割合は、ほぼ 100 % になると思われます。

したがって、ヘッジ手段である先物外国為替契約に係るみなし決済損益額をいったん計上し、同額を繰延ヘッジ資産又は繰延ヘッジ負債として計上することにより、先物外国為替契約に係るみなし決済損益額を所得金額に含めないこととなります。

なお、期末時には、ヘッジ対象である 11 月末日の受渡しとなる先物外国為替の予約時における支払額と期末時における支払額との変動額をヘッジ手段である先物外国為替契約の時価評価額（みなし決済損益額）で除して、有効性の判定をすることから、有効性割合はほぼ 100 % になり、『金融商品会計に関する実務指針 #158』では高い有効性があるとみなされ、有効性の判定を省略することができますが、法人税法上は有効性の判定を省略することは認められていない（法令 121 の 2）ので注意が必要です。

(4) 翌期の処理

貴社が、期末において未決済であるデリバティブ取引に該当するものとしてその事業年度の所得金額に加算又は減算したみなし決済損益額は、その翌事業年度に所得金額の計算において、洗替処理により減算又は加算することとなります

（法令 120 ①）。

また、デリバティブ取引等の決済損益額に係る金額については、そのデリバティブ取引等によりヘッジ対象資産等損失額を減少させようとする資産若しくは負債の譲渡若しくは消滅又は金銭等（その金銭の受取又は支払により負債が発生し、又は資産を取得する場合のその金銭を除きます。）の受取若しくは支払のあった日の属する事業年度の益金の額又は損金の額に算入されることとなります（法令 121 の 5 ①）。

貴社のヘッジ取引は、製品の仕入に伴う米ドルでの支払のキャッシュフローをヘッジする目的で行われており、予定取引の決済により金銭を受け取ることとなり又は支払うこととなった場合には、その予定取引が、売上、仕入、利息その他の損益の発生を予定しているものである場合、法人税法施行令第 121 条の 5 第 1 項の規定に基づき益金の額又は損金の額に算入する繰延ヘッジ金額は、予定取引に係る損益と同一の科目で処理することとなります。ただし、当該デリバティブ取引等が外国為替の売買相場の変動に伴って発生する損失を減少させるためのものである場合には、為替差損益として計上することができます（法基通 2-3-55 (1)）。

したがって、貴社の先物外国為替契約に係る決済損益額については、製品の仕入価格に加算又は減算することが原則ですが、為替差損益として計上することも認められます。

(貴 社)

【会計処理 (期末時)】

なし

【税務処理 (期末時)】

みなし決済損失 1,000,000 円 / みなし決済差額 1,000,000 円

繰延ヘッジ損失 1,000,000 円 / みなし決済損失 1,000,000 円

(注) 先物外国為替契約の期末の時価評価額 (みなし決済損失) が 1,000,000 円であると仮定しています。

〈 貴社の申告調整 〉

【別表 4】

所得の金額の計算に関する明細書

事業年度	27・10・1 28・9・30	法人名	〇〇会社
------	--------------------	-----	------

区 分	総 額	処 分				
		留 保	社 外 流 出			
		①	②	③		
当期利益又は当期欠損の額	1	円	円	配 当 そ の 他	円	
加 算	損金経理をした法人税及び地方 法人税 (附帯税を除く)	2				
	損金経理をした道府県民税 (利子 割額を除く) 及び市町村民税	3				
	損金経理をした道府県民税利 子割額	4				
	損金経理をした納税充当金	5				
	交際費等の損金不算入額	9			そ の 他	
	繰 延 ヘ ッ ジ 損 失	10	1,000,000	1,000,000		
	減 算	減価償却超過額の当期認容額	12			
納税充当金から支出した事業 税等の金額		13				
受取配当等の益金不算入額 (別表八 (一) 「 13 」 又は 「 26j 」)		14			※	
外国子会社から受ける剰余金の配当 等の益金不算入額 (別表八 (二) 「 26j 」)		15			※	
受 贈 益 の 益 金 不 算 入 額		16			※	
適格現物分配に係る益金不算入額		17			※	
法人税等の中間納付額及び 過剰納に係る還付金額		18				
所得税額等及び欠損金の繰 戻しによる還付金額等	19			※		
み な し 決 済 損 失	20	1,000,000	1,000,000			

(注) 9月分の製品の仕入代金100万米国の支払期日は11月末日であり、その11月末日の100万米国の円貨での支払額は為替相場の変動により増加又は減少することから、その仕入代金100万米国のうち50万米国のをヘッジ対象とし、先物外国為替契約(11月末日受渡しの50万米国の買い、55,000,000円の売り)をヘッジ手段としたものです。

(了)